

令和7年4月2日

南部水道企業団指定給水装置工事事業者の指定の効力停止について

南部水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成10年規程第1号）第9条の規定に基づき、令和7年3月31日付けで、下記のとおり指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止しました。

記

交付番号	第99035号
指定工事店名	石橋工業 株式会社 代表取締役 長浜 隆夫
所在地	沖縄県那覇市松川 600 番地
指定の停止期間	令和7年3月31日から令和7年9月30日まで
停止理由	石橋工業株式会社が行っている給水装置工事建物において、当企業団の許可を得ることなく無断で水道水を使用したこと、無断使用に係る虚偽の資料を提出及び再三の指示に従わなかったこと。 このことにより、当該事業者は、水道法第25条の4第3項第1号～第3号及び同法第25条の11第1項第6号に該当するため、指定の効力を停止する。